

2021年度一般社団法人ぎふ権利擁護センター 事業計画書

1. 成年後見人等の受任

当センターは、様々な専門職が集まる法人後見受任団体として活動を展開していく。

岐阜圏域の成年後見人等の受け皿として機能しているが、今後増大が見込まれる後見ニーズに、現在の職員体制でどのように対応していくべきか検討しながら、現在の受任ケースに支障がないように進めていく。後見人等の候補者として依頼されることが今後も想定されるため、当センターの受け入れ体制を整備していくことが求められる。そのため、人材の育成確保が課題となっている。岐阜圏域の中で様々な専門職団体と連携し、全体としての受け皿作りに貢献していきたい。

支援においては、常勤・非常勤社会福祉士が実務の中心を担っている。支援の方針等に悩む場合に、弁護士や社会保険労務士、社会福祉士等の法人内専門職と連携し対応を進めていく。

今年度も引き続き、成年後見等業務を行うにあたり「本人の意思の尊重」と「そのための支援関係づくり」に焦点を当てて取り組んでいきたい。定期的な訪問をもとに本人の状況を把握し、ニーズを明らかにし、本人や支援者とともになにが最善であるかを考えていきたい。また、被後見人等のおかれている状況に応じて、適切な福祉サービスが利用できるようにシステムを意識した支援を行っていく。

成年後見受任にあたり、引き続き全国権利擁護支援ネットワーク加入団体のための法人後見人賠償責任保険に加入する。

2. 成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の機能を発揮

成年後見制度利用促進基本計画の推進が各地で求められている。計画に位置付けられている中核機関の設置について、当センターが担うことができるのか検討を進めていく。中核機関が果たすべき、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果を行っていくことは、当センターの「多くの方が認知症や障害に対する理解を深め、判断能力がなくなっても住むことができる地域づくりを目指す」という設立趣旨にも沿ったものと考えている。

連携協定を交わしている山県市において、設立検討会を受けて令和2年度より「山県市成年後見支援センター」の委託を受けて事業を展開していくこととなった。令和3年度より、本巢市・北方町からの委託を受けて、広域化する予定である。その中で、広報機能、相談機能、受任者調整機能、後見人支援機能を果たしていく。

3. 権利擁護に関する相談

当センターの新規相談件数は、年間 50 件を超えている。相談は、行政機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院、福祉施設、本人や家族、後見等受任者から寄せられている。地域や関係機関、団体から専門相談窓口としての位置づけを得ているものと評価している。引き続き地域の権利擁護に関する相談窓口としての機能を果たしていきたい。

そして、様々な相談が持ち込まれるため「専門家同士をつなぐハブ的機能」としての役割を果たしていきたい。生活上のニーズは、多様化、複雑化、専門化しているため、それに対する支援は単独の専門職だけでは困難であり、様々な専門職とつながりながら支援をしていくことが求められる。その中心的な機能を果たしていきたい。

4. 権利擁護に関する研修

今年度も、行政機関や社会福祉協議会、専門職団体、当事者団体等から依頼があれば、成年後見制度や虐待対応等に関する研修会に講師を派遣する。

毎月 1 回、第 2 金曜日に山県市高富公民館において権利擁護や成年後見制度に関する勉強会を行う。この勉強会については、山県市成年後見支援センターの業務の一環として行っていくことになる。

山県市障害者自立支援推進協議会、山県市地域福祉計画策定・推進委員会の委員として参加する。

5. その他

- ・当センターをのホームページの維持管理をしていく。

URL : gifu-advocacy.org

- ・全国権利擁護支援ネットワークに加入。

URL : asnet-japan.net

- ・「山県市と一般社団法人ぎふ権利擁護センターとの連携に関する協定」について連携・協力内容は以下のとおり

- ① 権利擁護の必要な者の周知に関すること
- ② 相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等に関すること
- ③ 利用促進に関すること
- ④ 協議会等による支援体制の構築に関すること
- ⑤ 適切な後見人等の選任に関すること
- ⑥ 成年後見人等の受任に関すること

- ・2020 年 4 月より「山県市成年後見支援センター」の業務を開始する。

- ・2021 年 4 月より「本巣市成年後見支援センター」、「北方町成年後見支援センター」の業務を開始する。